

解の見通しがついたらしいが（六月二二日の裁判長の発表、同日朝日夕刊）、結局成立せず、七月二十四日になされた決定では、被申請人側の主張を容れて仮処分申請が却下され（全文は商事法務研究三二二号五二頁）、八月三日に抗告がなされて現在に至っている。

1964.12.15 (No. 312)

この間において四月ごろ、朝日出身者を中心とする各党有志議員の間で、日刊紙特例法（昭和二六年法二二号）の改正が企てられたことが注目される。その内容は、（一）大株主の議決権を発行済株式数の5%に制限する、（二）これに反対の株主には会社に対する株式買取請求権を認め、（三）これらの改正は四百万部以上を発行する新聞社にのみ適用する、というものであった。つまり朝日だけに適用しようというわけだが、新聞協会では新聞界全体の意向を無視している点で手続的にも容認できないし、内容的にも財産権の制限でありひいて新聞経営の独立を害する主張して反対決議をした（四月一七日朝日新聞）。紛争がおきてからルールを作ろうという、いわば泥縄的なやり方ではどうてい解决できる問題ではなく、結局此案がうやむやになってしまったのは当然だろう。しかし、この事件は、新聞のようにとくに公共性が強く社会的に強い力をもつても拘らず、比較的少ない資本で行ないうる企業については、一

シリスト

らの圧力からだけでなく資本の側の圧力からも守るとともに、反面財産権としての株式の価値を保障するような、何か制度的な工夫がなされる必要のあることを示唆しているといえよう。

（竹内昭夫）

保険審議会の動向

—とくに地震保険問題を中心として—

一昨年は「生命保険計理」と「生命保険の募集」に関する二つの答申が、昨年には、「非免許の外国保険事業者に対する付保の規制」と「新価保険等新しい構想の保険」という二つの答申をまとめた保険審議会は、今年もかなり活潑に活動した。第一は、相互会社たる保険会社の計算規定と株式会社たる保険会社の計算規定との調整のための「商法改正とともになったことから、この点を調整し、とくに保険業法に商法の特則を設けて資産積立るべき差益および同準備金から取り崩すことのできる場合の差損を計算する方法として」の途を開いておく必要があるとしたものである。

そして右答申の内容は、第四六国会で「保険業法の一部を改正する法律」（昭和三九・六・二七法一一七）となつて実現した（改正商法の計算規定が保険会社に適用されるのが昭和四〇年三月決算か現した。第二は、契約部会が昨年九月以來損害保険募集の問題点として募集機構をいかに改善し合理化するかについて検討を進めてきたことに関連して、代理店制度の抜本的改革が行なわれたことである。

第三に、今年の保険界の最大の問題として、六月一六日の新潟地震以来、地震

保険の問題が大きくクローズアップされ、保険審議会もこの難問に真剣に取り組んでいることである。以下、右の三点を中心として、保険審議会の今年の動向を振り返ってみたいと思う。

第一の問題は、審議会の部会としては計理部会の仕事であり、一昨年の商法

（株式会社）の計算規定の改正に際し、相互会社たる保険会社については、従前どおり改正前商法の資産評価の規定が適用されることになったため、株式会社たる保険会社と相互会社たる保険会社が異なる保険会社のための準備金として積立てることになったことから、この点を調整し、とくに保険業法に商法の特則を設けて資産積立るべき差益および同準備金から取り崩すことのできる場合の差損を計算する場合の利益からは除くことなし（法八二条二項）、なお、（5）右の評価益を命令で定める保険契約者のための準備金に積立てなかつた場合の罰則規定を設けた（法一二二条に追加）。前記の答申したがつてまた右改正法の趣旨とするところは、要するに、相互会社であると株式会社であるとを問わず、保険会社はその相互扶助的特質に照らし健全経営を維持するに必要があるというにある（なお、計理部会は引き続いて損害保険の計理に関する問題点を審議し、とりまとめる段階にあ

ることを付言する)。

第一の損害保険募集の問題点として
は、募集機構の改善・合理化の問題について、契約者保護の充実と損害保険事業度の導入とこれに関連をもつた代理店の全体としての経費の合理化の見地から、代理店の資質の向上と代理店の経済的基盤の強化をはかるため、統一的な講習制度の導入とこれに関連をもつた代理店の格付け制度の確立、手数料率の引き上げ等を行なう必要があることを指摘し、また、中立的な苦情処理機関の設置の問題や約款の内容を平易に契約者に徹底させる方法等についての審議も終えて、全体についての答申案のとりまとめの段階にある。そして、前者についてはその中間的報告も行なわれたが、最終答申を待つことなく、実際には、すでに代理店制度の抜本的な改革が行なわれ（六月から発足）、一〇月からは講習会も開始され、明四〇年一月からは新しい代理店の格付けへの順次的切り替えを行ない、明後四年四月には完全に新制度に移行する段取りになっている。

第三の地震保険の問題は、推定される被害額総計三千億といわれる新潟地震災害を契機として、その創設に対する社会的な要望が高まつたとされるものである。すなわち、新潟地震当時記録保険業法の一部改正を審議中であった衆議院大蔵委員会は同法律案に対する付帯決議として「わが国のような地震国において、

地震に伴う火災損害について保険金支払ができないのは保険制度上問題である。差し当り今回の地震災害に対しては損保会社よりなんらかの措置を講ぜしめるよう指導を行ない、さらに既に実施している原子力保険の制度も勘案し、速かに地震保険等の制度の確立を根本的に検討し、天災国ともいべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実をはかるべきである」とし、六月一九日には、池田首相が衆議院本会議における答弁で災害保険の創設に言及するところがあつた。新潟の震災に対しては、損害保険協会において、災害援助法の適用地域について保険料の徴収猶予、全壊半壊物件の未経過保険料の払戻し、総額一億円の義援金の拠出（これについては、前記大蔵委員会の付帯決議に結びつくものとすれば、おかしな措置であるとの批判が強い）という措置をとつたが、やがて、七月一六日大蔵大臣は保険審議会に対して「わが国が世界有数の地震国であるにもかかわらず、現在損害保険制度上その危険がほとんど担保されていない現状である。この際制度の再検討を行ない、不時の地震災害に際して国民の生活安定に資する制度をすみやかに確立する必要があると考えられるが、その具体的方策如何」と諮問して、地震保険の問題の検討は、現在、保険審議会の取り組んでいる最大の課題と

地震保険の問題は、大正一二年の関東大震災（その推定損害額は現在の貨幣価値に換算して約一兆円といわれる）があったあと、損害保険業界でかなり突っ込んだ研究もなされ、国営地震保険の制度も検討されたりしたが、普遍的な地震保険の制度は世界に例もなかったことであり、結局は実現をみないままに終わつた。そして、第二次大戦末期に一時火災保険に自働付帯の形式で行なわれたことがあるほかは、現在、企業保険の分野ではある程度地震危険担保の火災保険が行なわれているにすぎない。しかし、新潟地震に先立ち、すでに一昨年一一月に、保険審議会でも、その機構部会で、損害保険学界の国際競争力強化のための体質改善策を問題とした際に、担保範囲の拡張ということが関連して、風水書保険・地震保険等の引き受けについてその可能性を真剣に検討しなければならないということが示唆され、それに呼応して、損害保険協会内に特別委員会が設けられ、再び地震保険の突っ込んだ研究が行なわれるようになり、新潟地震の起きた時期には、その基礎的研究がおおむね終了していった段階でもあつたので、ここに、いざれかといえば民間を基礎として、それに国がなんらかの援助を行なうという形での普遍的な（とくに、住宅物件を対象とするという意味で）地震保険をいかにし

保険審議会は地震保険の問題の検討を
その機構部会に委ね、同部会は、さら
に、とくに地震保険のための小委員会を
設け、その小委員会がすでに数回にわた
る審議を行なつてきているが、研究を進
めれば進めるほど、地震保険というもの
は、その普遍的な制度としての実現がい
かに困難であるかが明らかになつてくる
といった感じを与える面がたしかにあ
り、前向きの姿勢で検討を続けながら
も、まだ、一部新聞で報道されているよ
うには、制度の骨格すらはつきり固まつ
たとはいえない段階であるといってよか
ろう。損害保険会社等民間の負担能力に
おのずから限界もあり（ロンドンの再保
険市場で地震保険は再保険の引受をして
もらえない）、国の財政力にも限度があ
るということになると、関東大震災のよ
うな超異常災害があつた場合には支払保
険金を頭打ちするという必要が生じよう
し、保険料負担の限界を考えると保険金
の支払割合の遞減ということも問題とな
る批判を受けることにならう。また、い
とか、さらには、「地震保険」という「羊頭
を掲げて狗肉を売る」ことになるといふ

セーリスト

1964.12.15 (No. 312)

つおきるか分らないような地震危険にどうだけ契約がとれるのかという点で果たして任意独立の地震保険は成り立つものなのがどうか、火災保険全部なり、総合保険なりに自働付帯とするのが適當かどうか（この引受方式だと保険料を幾分でも低くすることができる）あるいは自動付帯と任意付保の組み合せがよいのか（うまい組み合せができる）、それが一番良いといえようが、いずれにしても、こういったことは、すべて保険料率の問題に結びついてくるが、その料率についても、危険度で差をつけるべきか（東京などの大都市とそうでない地域とで）、それとも一率にすべきか（これは支払保険金の頭打ちや遞減の方式を当然の前提とすると保険契約者平等の原則という考え方と関連してなかなかむずかしい）など問題はある、さらには、対象物件の限度（住宅・家財に限るかどうかの問題）や保険事故の原因・担保危険の範囲（火灾危険のみ担保することにするのか、損壊・埋没・流失等も担保することにするのか。後者とすれば、損害査定が非常にむずかしくなる）。また、全損のみ担保か分損も担保するかも問題になる）についても、いろいろの考え方ができるよう。

るがに大きいといつてもよい。しかし、地震保険の制度の創設ということについて社会的の要望が高いということであれば、現在において、この問題に対処する態度としては、まず最初に、地震保険の問題は第一次的に国の仕事であって、民間の保険会社の立場はそのような国の仕事になんらかの形で協力することが必要だが、それ以上のものではないと考えるか、あるいは、それを裏返しにした恰好で、地震保険は民間の保険会社ができる限りの努力を果たすことをもちろん前提にしながらも、また、広い意味で国の財政援助が不可欠であるという条件のもとにではあるが、基本的には、民間が今できる範囲での地震保険をともかくこの際に制度として実現し、損保会社の蓄積の漸増とともに、将来における完全な民営地震保険を目指して、漸次的に地震保険制度の拡大を図るのがよいと考えるかという二つの考え方がありうること、そして、そのどちらに比重をおくかによつて、地震保険の構想は大きく左右されること、ということをはつきり自覚することが必要であろう。そして、最後には、そのような自覚の上に立った関係者のある種の決断——英断といった方がよいかも知れぬ——が要請されるえない問題なのが何問題であるか。ともあれ、非常にむずかしい問題であるだけに、無理からぬことながら、地震保険の問題は審議会の結論

おもな
商法關係判例

待ちということで年を越しそうである。
おもな
商法関係判例

例年どおり、この一年間の商法関係判例を回顧してみよう（ただし、朝日新聞社の仮処分事件は別項目に譲って、ここには取り上げていない）。昨年もそうだったが、今年もいろいろの意味で、相当重要な判例が沢山に出たといえる。このような傾向は、商法学の発達にとっても大きいに有益であるが、同時に実務の合理的発展にとって、実務界自身の努力はもちろん、立法・判例・学説の協力ということの必要も大きいことを改めて痛感させられる次第である。

一昨年末以来二年間証券界・株式実務界をもつとも騒がし、この点をめぐらして、現在商法の改正（商法改正の項を参照）の検討が続けられている買取引受の問題について、関係者の注視を集めていた控訴審判決が東京・大阪で相次いで出た。東京高裁三九・五・六（判例時報三七三号）、大阪高裁三九・六・一（商事法務研究三一八号）の二つの判決がそれであり、これらは、それぞれ大成建設・汽車製造・久保田鉄工に対する判決だ。

が、いずれも控訴棄却の結論である。その理由づけも前の二つは同じ裁判官が同じ日に同じ性質の事件についてした判決として、当然ほとんど全く同じ理由であり、最後のものも大同小異である。要するに、買取引受において、証券業者は約定数までの新株の割当、発行を求めることができるものと認められなければならぬから、買取引受契約により発行会社においてかかる拘束を受けるものとすれば、証券業者は結局他の者に優先して新株を引き受ける権利を有するものというべき、商法二八〇条ノ一第二項の場合に該当するとし、なお、同条は第三者に優先的に新株の引受権を認める場合は、当然には新株引受権を有しない従前の株主の利益を侵害する結果を生ずるのでこれらを保障することを目的とするものだから、引受価額が公正であるか否かによって、ただちに同条の適用がないものとすることはできず、以上の意味で、商法二八〇条ノ一第二項の手続を履践することなき証券業者に対する買取引受契約による新株引受権の付与は違法であると積極的に判断した上で、ただ、すでに新株が発行されてしまったならば、その新株發行自体は無効とはならないといいうにあら。かくてこれら三つの控訴審判決の論理は、買取引受に関する最初の判決である横浜地裁判決とほとんど全く同じであるが、ただ、これらの判決が、この場合